第二十六条第五項の表を次のように改める。

	任意継続掛金率				
	合計	内訳			
		短期給付分	子ども・子育て支援納付金分	福祉事業分	介護分
介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月	千分の百六・八	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・二五	千分の十五・五四
その他の月	千分の九十一・二六	千分の八十七・七一	千分の二・三	千分の一・二五	

備考　この表において「介護納付金に係る任意継続掛金の徴収対象月」とは、施行令第十三条第四項に規定する対象月をいう。

第二十六条の二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　子ども・子育て支援納付金分の掛金率　当該事業年度における子ども・子育て支援法の規定による納付金に要する費用の額と、その費用に充てるべき当該事業年度における掛金の額とが均衡するようにすること。

第二十六条の二第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和八年四月一日から実施する。

2　変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十六条の規定は、令和八年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

令和八年四月十三日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ＪＳＲグループ企業年金基金

2．事務所の所在地　三重県四日市市川尻町100

3．実施事業所の名称及び所在地　日本カラリング株式会社・三重県四日市市泊小柳町４－６、ＪＳＲビジネスサービス株式会社・東京都港区東新橋１－９－２、ＪＳＲマイクロ九州株式会社・佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉1580－1、ＪＳＲロジスティクス&カスタマーセンター株式会社・三重県四日市市川尻町100、株式会社ＪＳＲエフテック・三重県四日市市大治田１－６－16

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による。

5．解散認可があったものとみなされた年月日

令和８年４月１日

令和８年４月13日

三重県四日市市川尻町100

ＪＳＲグループ企業年金基金

理事長　上原章太郎

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第91条及び確定給付企業年金法施行令第58条に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ＪＳＲ企業年金基金

2．事務所の所在地　三重県四日市市川尻町100番地

3．実施事業所の名称及び所在地　ＪＳＲ株式会社四日市工場・三重県四日市市川尻町100番地、株式会社トクヤマライフサイエンス・東京都港区芝大門２丁目11番８号住友不動産芝大門二丁目ビル

4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項による

5．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

6．解散認可年月日　令和８年４月１日

令和８年４月13日

三重県四日市市川尻町100番地

ＪＳＲ企業年金基金

理事長　岩上　誠